

## 『建武年中行事』雑考(五)

### 県召の除目

○『建武年中行事』の除目記事と周辺資料

十一日より、あがためしの除目おこなはる。

『建武年中行事』は、恒例の春除目を、正月十一日から十三日まで、三日間の行事であるとす。このような式日の規定は、近代の説によるものである。

十世紀の当時、春除目は、正月九日から十一日にかけて実施すべきものとされていた。即ち『北山抄』は、「九日、始議<sub>二</sub>外官除目<sub>一</sub>事」として九日に始まる議定の次第を挙げ、次に「十一日、除目事」という項目を立てて、この日に任官の儀式が行われることを示している。

御前の議を経て、その後<sub>二</sub>に下命の儀式に至るとい<sub>一</sub>のは、恒例の叙位が、五日あるいは六日の叙位議を承けて、七日の位記授与の式に臨むという構成をとることと、基本的に同様である。また、任官の式は、これも叙位の場合と同じく、南殿で行うのが正式とされた。『西宮記』「下名」の別項「南殿儀」には、南殿に天皇出御の上、召

佐藤厚子

唱を行うという儀式次第を載せている。しかし、この頃には同時に、その略式化もかなり進行していたらしい。『江家次第』「除目清書事」<sub>一</sub>「除目下名」では、官序または外記庁に下名を下し、即日あるいは後日に下命の儀式を行うとしており、南殿の儀は、かなり早い時期から廃れていたようである。

一方、式日について見ると、これも十世紀の頃から既に、規定に拘らず日次を選んで実施することが、広く容認されていた。例えば『北山抄』は、「九日、始議<sub>二</sub>外官除目<sub>一</sub>事」に注を付して「或節会後、扱<sub>レ</sub>日行<sub>レ</sub>之。」としている。実態として、式日の規定に大きな拘束力はなかった、ということであろう。しかしながら、九日から十一日にかけての三日間に行うのが正式であるとする認識は、かなり後の時代まで生きていた。勘例の年次から十三世紀初め以降の成立と推定される『年中行事抄』には、「十一日、外国除目事。〔近代扱日次。或用式日。自九日有議。〕」とある。

ところが、『年中行事抄』と同じ頃、あるいは、それからほどなくして、除目は、十一日より始められるものと定まつたらしい。即ち『蟬冤翼抄』には、「式日事」として、「自<sub>二</sub>正月十一日<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>始<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之。」九日。始議<sub>二</sub>外官除目事<sub>一</sub>由見<sub>二</sub>于北山抄<sub>一</sub>。然而近代以<sub>二</sub>三十一日<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>始

也。延引之時勘「日次。」とある。かつては九日を議定開始の式日としたが、近代では十一日がその日であると、明言するのである。

【蟬冤翼抄】は春除目に関する作法書で、花山院師賢（弘安四・一二八一、六十才で没）の編んだ原本を、花山院師賢が元享二年（一三三二）に抄出したものという。原本の成立は『年中行事抄』とほぼ同時代であり、また、仮にこの部分が師賢による補筆であるとしても、『年中行事抄』に遅れること、せいぜい百年前後といったところであろう。このような変化が起こった理由は不明だが、ともかく、十三世紀の頃を境として、恒例の春除目は、正月十一日より実施すべきものとされるようになったのである。

ところで、『蟬冤翼抄』は、『建武年中行事』の除目記事を読む場合に、無視することのできない資料であると言える。編者の正二位大納言師賢は、正中の変・元弘の変にも後醍醐天皇の意を受けて参画し行動を共にした腹心の臣である。また原本の編者は師賢の祖父であるが、その師継は、後醍醐の母談天門院藤原忠子を、子としたとされる。

師賢が当書を編んだという元享二年は、後醍醐即位（文保二・一三二一）から五年目の年に当たり、当時、師賢は二十二才、従二位権中納言兼中宮権大夫であった。『建武年中行事』の編纂がいつ頃なされたものか明らかでない以上、両書の関係を即断することは禁物であるが、少なくとも、後醍醐と師賢との間で、それぞれの記事内容に通ずるような情報の交換がなされた可能性は、十分に考えられよう。

この他、『建武年中行事』の除目記事に関連する資料としては、一条兼良編『玉英記抄』に、後照念院白鷹司冬平が後醍醐に除目の儀を伝授した、という記事がある。これが事実であれば、後醍醐は、

冬平が嘉暦二年（一三二七）五十三才で没するまでの一時期に、五撰家の一に伝わる除目作法の伝授を受けていたことになる。『建武年中行事』の執筆時期が、それと重なるかどうかは明らかではないが、これも興味深い資料ではある。

但し、上記のいずれに関しても言えることだが、『建武年中行事』の除目記事を読む場合に、記述内容の根拠を直ちにこれらの資料に求めるといったことについては、あくまでも慎重にならざるを得ない。仮に、『蟬冤翼抄』の編纂や冬平の作法伝授が『建武年中行事』の除目記事の編述と密接に関わっていたとしても、本文に書かれてあることの全てが、それによって説明できるとは限らない。『建武年中行事』の除目記事は、おそらく他の儀式の記事と同様、複数の情報源から得られた知識を独自に再構成して成ったものと思われるが、それらの情報源は、予想以上に多岐にわたるものであったかもしれない。『建武年中行事』に関する限り、典拠論に対する期待は、最小限に止めておくのが無難であろう。

以上のような資料の存在を念頭に置いた上で、但し安易な典拠論に陥ることのないよう警戒しつつ、『建武年中行事』本文の検討を進めて行こうと思う。

冒頭の式日規定に続いて儀式次第の最初に掲げられるのは、除目当日、早朝の清涼殿における蔵人方の作業である。

その日になりぬれば、頭已下五位蔵人、おの／＼申文そうす。まづ内覧、そののち朝餉にて奏聞。叙位にかはらず。石灰の壇にてこれをえらぶ。なんなき文ども撰びとへのへて、短冊つけ、袖がきして、硯の笥のふたにつむ。

蔵人は、議定に先立って申文を内覧・奏聞し、清涼殿母屋の昼御座にて、これを選定する。選定を了えた申文は、申請内容の種類に

より、結緒にその旨を記した短冊を付け、あるいは、巻いた文の外側に直接「袖書」として書き記し、硯笥の蓋に積む。

当年給二合・名替・国替・任符返上・所々の奏など、短冊をつく。親王巡給といふは、四五代にても、代々を一代づつ一年にあてゝめぐりて、つかさを給ふなり。これまた、短冊をつく。

外記・史・鞞負の尉を申す、又短冊なり。この外、内給・臨時給、二合して京官を申すふぜい、皆袖がきなり。六府のかみのうけ文同じ。六位の蔵人、目録をかきて硯のふたにくはふるなり。

\*「親王巡給」〓「群書類従」本「親王巡行」。

『新訂建武年中行事註解』に拠り改める。以下同。

続いて、清涼殿東廂の装束に奉仕する。刻限に至れば、陣座に控える大臣公卿に、天皇の召しを伝える。

御殿の御装束、叙位に同じ。円座三枚を敷て、左右内大臣の座をまうく。時刻に、大臣已下、陣の座に候よしをきこしめして、これを召す。

ここまでは、裏方たる蔵人によつて事前になされる議定の準備作業、及び幕開けの作業である。これを受けて、大臣公卿が陣座を立ち、弓場で威儀を正した後、位次に従つて御前に参上することになるのだが、本文では、その間の事は叙位に同じとして、大臣以下の作法の詳細を全て省略している。

大臣公卿層の手になる儀式書や日記の類では、叙位議・除目当日の次第を記すのに、大臣以下の陣坐着座を以て始めるのが一般的である。だが、『建武年中行事』においては、叙位議・除目ともに、儀式は、蔵人方の奉仕の段階から始まるものとされている。天皇直属の蔵人が、天皇の私的居住空間たる昼御座で申文を選定し、御前における議定の場を設営し、そうした準備作業を了えた後、天皇の意

を帯びて大臣公卿を召す。大臣公卿の動きが次第に登場するのは、さらにその後のこととなる。召しを受けた大臣公卿が御前に参上して、議定が始まるのである。こうした次第の立て方は、公卿の視点ではなく、天皇主体の視点になるものと思われる。以上の点については、前稿に指摘した通りである。

これに関連して注目されるのは、『蟬冤翼抄』の項目立てに見られる一つの特徴である。『蟬冤翼抄』は、項目毎に簡単な説明を付すという形式をとるものだが、その項目の特に前半部分については、実施の際の便宜を慮つてか、原則として日時の経過に沿つた排列がなされているようである。即ち、まず「式月事」以下で春除目の日程について記し、「御修法事」「奉行人事」及び「執筆仁事」以下に、前日までになすべき諸手配や当事者の心得を述べる。それから除目当日の次第について各々項目を立てて注意事項を説く。その後にかの紙幅を割いて、任官の種目や特殊な用語を並べ挙げ、解説を施すのである。

今、『蟬冤翼抄』の除目当日、議定以前の次第に相当する部分から、項目のみを抜き出し、原文を訓み下した上で、排列の順序のままに連ねてみると、次のようになる。

当日旦、蔵人申文を内覧す、次で奏聞——申文を選定し、御硯笥の蓋に積む事——御装束に奉仕の事——召し仰せの事——議所に着く事——諸卿を召す事——管文を仰する詞の事——管文を取る人の事

早朝の清涼殿での奉仕から「諸卿を召す事」まで、時間軸は、ほぼ完全に蔵人の所作に沿うものとなっている。例外は「議所に着く事」であるが、これは、大臣以下が陣座から議所に座を移して召しを待つという本儀を用いるか否かによって、次の「諸卿を召す事」

を行うべき場が異なつて来るため、特に念を押ししたという体のものではなからうか。その後、「箇文を仰する詞の事」以下が、召しに応じて御前に向かう大臣公卿の所作に関するものである。

こうした項目の立て方は、大臣公卿の側ではなく、天皇及び藏人の側から次第の流れを捉える視点を前提として、初めて成り立つものと考えられる。即ち「蟬冤翼抄」は、議定以前の次第に関して、「建武年中行事」と同様の視点を備えているように見えるのである。

但し、具体的な藏人作法に対する関心の程度は、両者の間にならりの隔たりがある。例えば、「建武年中行事」では、先掲の本文に見た通り、藏人が選定を了えた申文を仕分けして硯笥の蓋に積む際の作法を、短冊を付けるもの、袖書をするもの、それぞれに例を挙げて念入りに示している。しかし、「蟬冤翼抄」の「申文を撰定し、御硯笥の蓋に積む事」の項には、目録を添える旨の注記があるのみで、作法に関わる解説は一切なく、また、別の箇所項目を立てて補うというわけでもない。つまり、「建武年中行事」の場合、藏人の所作に沿った次第は、藏人作法への関心と一体のものとしてあるのだが、「蟬冤翼抄」では、藏人作法そのものに、それほど重きを置いていないことが見て取れるのである。この隔たりは、おそらく両書の目的意識の違いに由来するものと思われる。

『蟬冤翼抄』元亨二年の奥書によれば、その原本は、師継が一門の子弟等に教示のため編んだもので、師賢はこれを「為<sub>三</sub>執筆之人最要」と認めて抄出したという。この奥書は、師賢の『蟬冤翼抄』編纂の目的が那邊にあったかを推測する手掛かりとなる。つまり、抄出に際しての彼の心積もりは、何よりも執筆作法の書を編むというところにあったはずなのである。また当書は、執筆に必要な基礎的知識や心得を極めて合理的・実務的に網羅しており、全般的な内容

から見ても、執筆作法の書と称するに相応しいものとなつてい

蔵人の所作に沿った次第構成が、原本の段階で既に用意されていたものか、師賢の独自の判断によるものかは明らかに難しいが、可能性としては、前者の方があり得ることのように思われる。原本の編者である内大臣師賢は蔵人頭の経歴を経ており、執筆作法のみならず、蔵人方の執務内容にも十分に通じていた。前途ある一門子弟のための書であれば、大臣家の家記といえども、大臣職以外にまで目配りを利かせた形の次第が記されていたところで、それほど不思議はない。項目のみで具体的な説明のない蔵人方の仕事についても、原本では、それなりの解説が施されていたかもしれぬのである。

一方、執筆作法の書を編むという師賢の意図からすると、全篇の内容的な充実とは別に、蔵人の奉仕に始まる一連の項目に限っては、あまり似つかわしくないようである。また、抄出に際して、多少とも取捨選択の手は入っているはずであるが、内容や体裁が原本から大きく逸脱するようなことは考え難い。せいぜいが、項目の軽重に裁量を加えるといったところではなからうか。このように考えると、やはり、件の次第構成は師賢の発案ではなく、もともと原本に用意されていたものかと思うのである。

『建武年中行事』本文の特徴を掴むための比較を行うつもりが、『蟬冤翼抄』固有の問題にまで踏み込んで、やや深追いが過ぎたようだ。議定以前の次第の捉え方について、両書の間には共通点がある。それだけを確認して、先に進むこととする。『蟬冤翼抄』成立の事情について、詳細を知ることには到底望み得ないが、いづれにしても、公卿層の手になる除目関係の書として、このような次第の捉え方は珍しく、注目しておいてよいと思う。

さて、大臣以下が御前に参上すると、議定が始まる。だが、三夜

にわたる議定の全体像を速やかに理解することは、大変難しい。そこで、本文の具体的な検討に入る前に、『建武年中行事』における議定の次第構成を予め俯瞰しておくことにする。

〈第一夜〉

大臣着座。闕官帳を奏す——大間を繕り、墨を磨り筆を染む——内豎所を任す——院宮申文を召し、奏す。この間、硯笥の申文を下す——内豎所の残りを任じ、校書殿・大舍人・進物所を任す——内給及び院宮・公卿の当年給を任す。二合及び未給・名替・国替の申文に端書きし、外記に下勘す——大間を巻き封じ、成柄を紙繕で結う——宮文を撤す——藏人、火櫃を置き勸盃（始めの方にあり）

〈第二夜〉

（昨日の儀に同じ）——大間等の笥を下す——大間を繕り、墨を磨る——昨夜下勘の申文を任す。今夜の申文に袖書し下勘す——火櫃・勸盃（昨日に同じ）——頭官奉——大間を奏す

〈第三夜〉

（昨日の儀に同じ）——昨夜下勘の申文を任す——転任・宿官・兼国の勘文を任す——受領奉——滝口・所衆の労働等、京官を任す——勅任を任す——大間に日付を入れ、奏聞す——成文を結び固めて墨を付く

この次第構成は、『西宮記』『北山抄』『江家次第』等の先行儀式書や、『殿暦』『玉葉』等の日記類と比較した場合、任官の種目に一部省略があることを別とすれば、それほど大きな違いはないようである。ちなみに『江家次第』は、第三夜の冒頭に「今夜被<sub>レ</sub>叙（任<sub>レ</sub>）者無<sub>レ</sub>定、唯随<sub>レ</sub>当<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>之也」と記し、当夜については任官次第に特に決まりはないとする。また『西宮記』『北山抄』は、終り近くに頭官

奉や受領奉等のあることを特筆する他は、特に日程的な区切りを設けていない。

議定以前については、天皇直属の藏人作法を中心とする次第構成に、大臣公卿ではなく天皇を主体とする視点を読み取ることができた。だが、天皇と大臣公卿とが同座する議定について、その次第構成に際立った特徴が現れる可能性は、もとより低い。『建武年中行事』の場合も、一般的な次第の組み立て方が前提にあつて、その上で、任官次第の一部省略等、個別の選択がなされているものと考えられる。従つて、以下に議定の記事を検討するにあたっては、個々の次第がどのような形で提示されるか、記述の力点がどこに置かれているかというところを、特に注意して見て行くこととしたい。

上達部、御前の座につきぬれば、こなたにと仰せらるゝにつきて、大臣円座につく。次の大臣二人、同じく円座につく。とくと仰せらるゝ時、闕官帳（官の闕どもをしるしたり）を奏す。

十年労働を奏するがごとし。これは正権官二巻あるなり。

第一夜。御前の座に着いた大臣は、天皇の命により執筆の円座に着き、ここに議定が開始する。まず天皇が、正官・権官各々の欠員を記した二巻の「闕官帳」を確認する。闕官帳奏覧の執筆作法は、叙位議の冒頭に「十年労働」を奏する際のそれと同様である。

闕官帳の奏覧を了えると、執筆は、大間を繕り、墨を磨り筆を染めて、任官名簿作成の準備を整える。本文では、この間の執筆作法に関する説明は極めて詳細であり、そのために次第の流れが多少前後する結果ともなっている。つまり、大間の作法を記した後、一旦大臣着座に遡つてその作法を説き、再び墨を磨る作法へと戻るのがある。以下しばらく、その記述を見て行く。

仰によりて墨をすり筆をそめ大間をくる。硯のはこの下の方に、

よこざまにあるを、かけがみを引てまきて、大間の跡におきて、大間を硯の北におきて、左のあしをにがしてこれをくる。丑寅・未申さまにくるなり。

「大間」(大間書)は、闕官を列挙した巻物で、決定した任人の名をこれに書き入れて行くのであるが、その前にまず、巻物を広げて折り畳んだ状態にするのである。「大間を繆る」というこの所作は、執筆作法の中でも、故実を伴って殊に重視されるものの一であった。本文の言うところでは、大間は硯笥の中、手前の方に納められており、取り除いた懸紙は細く巻いて元の位置に戻しておく。執筆は、片膝を折り、もう一方の足を座下に逃がした姿勢で、座上に向けて大間を繆って行くという。

くり様筆にあらはしがたけれど、大間のはしを二尺ばかりひろげて、文みる様に、上下のはしをひきて、おくをうつぶしにして、とりかへしてかへすところ、をり目つくべきを、ゆびしてとらへて、まきたる方をひきとりつれば、またをり目つくべきところにあてがひて、あふのけて、まきたるところをうへにおく。さて、奥をば折りつけて、はしをばふとまきたるを、返様にすれば、右のをり目おさるゝなり。かやうにくりおきて、奥をばいさゝかのこして、馬つかさなどのほどにまきて、下へおし入て、軸代とす。端二三枚はかねて、をり目をつくることもあり。

大間の繆り様については、「筆にあらはしがたけれど」とある通り、元来が、文字に表されたものだけで実技を伴わずに、直ちに理解できる類のものではない。また本文の説明自体も、なかなか読み取りにくいのであるが、おおよそ次のようなことであるらしい。巻いた大間を二尺ほど展き、巻き戻らぬよう上下の襷を引き延ばし

ておく。右手は端を押さえたまま、左手で巻いた方を持ち上げ、右方に返しつつ床に伏せる。左右の手を持ち変えた上で、左手の指は折り目になる所を押さえ、右手は床に伏せた巻紙を引き延ばす。それをまた左方に返して折り目の所まで持つて行き、左の指で捉えておいて、右手で巻紙を延べつつ重なった部分を押し畳むようにすれば、右にも折り目が付く。これを繰り返すのであるが、最後の方は少し巻紙のままに残し、畳みおいた下に軸代として当てて、任人を書き付ける際の支えとする。場合によっては、畳む寸法を誤らぬよう、議定開始より先に、最初の数回分の折り目を付けておくこともある。

執筆は、大間を繆り了えると、次には墨を磨り筆を染めるのであるが、本文では、その間に着座作法の説明が入り込む。

そもく一の大官なく、次の人執筆に候へば、先円座につき、仰によりて、執筆の座につく。下襲のしりみかへりなをさず。笏を持ちながら、かた手にてよくくりおく。大かた作法ごとに用意あるべし。硯の水に、かねてよき酒入たり。こほらせじのためなり。仰によりて墨をする。左の手して硯の下を抑へて、しばらくこれをする。此間、一会の儀を思ひつづくといへり。筆二ながら染めて、よきをひちだいの上にしさし出ておく。

執筆は、原則として一の大官の役である。一の大官は、御前に昇るとまず大臣の座に着き、その後、天皇の召しに応じて執筆の円座に着く。続いて、次々の大臣もそれぞれの円座に進む。だが、一の大官に支障ある時は、次の大臣が執筆を務めることになる。その場合は、大臣の座から直に執筆の円座に進むのではなく、一旦は次の大臣の円座に着き、天皇に再度促されてから執筆の座に着くのであ

る。執筆は、円座に着く際、振り向いて下襲の裾を整えたりしてはならない。正面に笏を持った姿勢を崩さぬよう、片手で丁寧に畳んでおくようにする。

このように、執筆の役をこなすためには、次第ごと作法ごとに周到な気配りが必要とされた。大間を繕り了えれば、次には墨を磨り筆を試すことになるが、この次第についても、寒夜に水が凍らぬよう、予め硯笏の水瓶に酒を入れておくという配慮がなされているのである。ゆつくりと墨を磨る間、執筆は、大役を恙なく果たせるようにと念じつつ、当夜の次第・作法を心中に復唱するものらしい。その後、用意された二本の筆の穂先を墨に浸し、筆台に置く。この時、良い方の筆を選んで、先を筆台の端から出すようにしておく。

この辺り、大間の繕り様の煩瑣な解説から、ふと執筆作法全般の複雑多岐に思いが及び、墨を磨り筆を染めるといふ次の所作に進む前に、遡って着座の作法にも触れることになった、ということであろう。口述を思わせるような文体は『建武年中行事』の特徴であるが、ここも、独特の調子が發揮された部分であると言える。執筆作法の厳しさに対する特別な関心は、「大かた作法ごとに用意あるべし。」という改まった一文によく表れている。そういう特別な関心が先にあつて、一旦通過したはずの着座の場面が呼び起こされ、さらに、硯の作法に関する念入りの説明にまで繋がって行くのである。

中に、墨を磨る所作に関して「此間、一会の儀を思ひつづくといへり。」という文がある。大役に臨む当事者の張りつめた精神を表すような作法であるが、一文の趣旨も、こうした作法故実があるといふこと以上に、体験者のみの知る緊張感を伝えようといふところにあるのではなからうか。伝聞調の語り口だけでなく文脈からしても、そのような読み方は十分可能であると思う。

こうして名簿作成の体勢が整うと、いよいよ任官に入る。除目の議では、三夜を通して卑官より高官へと、順次決定して行くのが原則である。最初に四所籍を任ずる。内豎所・校書殿・大舍人・進物所の官人を、年勞により諸国の掾・目に任ずるのである。但し、この間に、院官申文を奏覽し、硯笏の申文を下すという次第が、必ず組み込まれることになっている。

「四所籍」は、内豎所以下それぞれについて一定の任官枠を設けたもので、もとは楯片の籤一枚ごとに任人を記したのもらしい。例えば内豎所であれば総籍数十二。各々「頭」「散位」「天曆」「奏時」などといった籍名を持ち、籍によつて、毎年任ずる、輪転して任ずる等の決まりがある。従つて、四所籍を任ずる際、執筆には、任官の先例その他、さまざまに心得ておくべき事柄があつた。「蟬冤翼抄」では、任官を暗記しきれぬ時の用意に、カンニング・ペーパーの携帯を提案しているほどだ。だが『建武年中行事』の本文は、そうした事柄は一切無視して、専ら、院官申文と硯笏の申文に関わる天皇作法の記述が中心となっている。以下に、その具体的な様子を見る。

さて内豎所の労働を取りて、次第にこれを任ず。院官の御申文とりにつかはさんと奏す。御気色ありて、参議一人をめしてこれを仰す。このあいだ、硯のはこの申文を下さる。関白給て前におく。関白候はぬをりは、藏人に紙ひねりめして、大東にゆひてこれをいだす（はこのふたいださず）。大臣、硯已下を南へ押しやりて、すゝみてたまはる。関官帳の如し。

内豎所二・三人を任じた所で、執筆は天皇の許可を得て参議を召し、院官當年給の申文を取りに遣る。参議の帰参を待つ間に、天皇が硯笏の申文を関白に下す。「硯笏の申文」（硯の蓋の申文）は、当

日早朝、藏人による選定を経て、短冊を付け袖書を施された内給・公卿当年給・未給・名替・国替等の申文である。これらは、四所籍が終了するまで関白が預かり置き、任ずる段になつてから執筆に取り次ぐことになる。但し、関白が不在であれば、天皇は申文を硯笥の蓋から取り出し、大束に束ねて紙捻で結び、直に執筆に下すのであるという。その場合には、執筆は、関官帳を奏覧の後に返し賜る際と同様の作法で、申文を受け取る。

参議、御申文ども持て参て大臣につく。おほければ、二三通の外ふところにもつ。大臣これを奏す。おの／＼かけ紙ひきて返し給。もしわろき事などあれば、うちにとゞむ。大臣給て座につく。このあいだ、笥どもなほさぬ程に、申文を下す。関白候はぬをりは、この程よきなり。

参議が院宮申文を持参すると、執筆はこれを簾中に進める。天皇は、申文を開封して中をあらため、不採用と判断したものを除いて、執筆に返す。

ところで、硯笥の申文を下すのは、先に見た如く院宮申文の持参を待つ間というのが通例であるが、あるいはまた、院宮申文を天皇が覧じ了えて執筆に返し下すついでに、ということもあつた。本文では、後者のケースをも紹介している。「このあいだ、笥どもなほさぬ程に、申文を下す。」とあるのが、それである。

執筆が院宮申文を奏する際には、座の前に置かれた硯以下、次々の笥を脇に押し遣つてから、御簾の下に進む。申文を返し賜り、本座に帰れば、また硯以下を定位置に戻す。関官帳の奏覧を始め、天皇に文書を進上し、賜るに際しては、その都度こうした所作を要するのである。従つて、もし関白が不在であれば、執筆は硯笥の申文を賜るのに硯以下を移動させ、さらに院宮申文の奏覧においても件

の面倒な手続きを繰り返さねばならない。けれども、天皇が院宮申文を返す際、時を措かずに硯笥の申文をも下すことにすれば、執筆の期間は省かれ、何より時間が節約できる。「関白候はぬをりは、この程よきなり。」とは、そういうことだろう。

内豎ののこり奏し、枝籍悉くはて、校書殿・大舍人・進物所みなしをはりぬ。或は大舍人・校書殿・進物所どもなす、内給・院宮御給など、次第になるべきを硯の右に置きてこれをなす。当年給も同じ。二合は、二合の年をかんがふべしと端にかく。未給・名替・国替、合不をかんがふべしと書て、参議をめして外記に下す。

\*「或は」＝『群書類従』本「式は」

院宮申文を奏覧し、硯笥の申文が下されると、中断していた四所籍を再開する。四所籍が終われば、次には、申文により諸国の掾・目を任ずる。まず、内給と院宮・公卿の当年給とを任ずる。

この間、執筆は、硯笥の申文のうちから、二合及び未給・名替・国替等、条件の適否を質す必要のあるものを選び取り、申請内容に応じて各々勘申すべき旨の端書きを加え、外記に下す。執筆による端書きを「袖書」と称することもあるが、これは、予め藏人によつて内給・臨時給等の申文の外側に記された袖書とは別物であり、執筆が当座に申文を披き見て、その必要あるものを選び出し、内側の端に書くのである。外記に下した申文は、勘上を待つて、多くは翌日の議定に持ち越されることとなる。

成るべきものどもなしはて、大間を巻きて、かけ紙まきて、かみひねりしてゆひて墨をつく。大間封じて、はこのふたに入る。なりがらは、三人ばかりになりて、院宮の御申文のかけ紙、二のはこに入つるを取て、四に折りて二三やりて、紙ひねりし



てこれをゆふ。まことにはうるはしき紙ひねりをふところに着意す。ゆるくとゆひて、次第にさして、はてのちつよくゆひて、はしを切て墨をつく。大間に入れぐして、うちへまぬらず。

今夜はここまでということであれば、執筆は、大間を巻いて懸紙を懸け、紙捻の上から墨で封をする。次には、当夜に任じ了えた申文（成文）を束ねて封するのであるが、この執筆作法、即ち紙捻の結び様については説々があり、それぞれに口伝として伝えられていたらしい。本文の言うところも決して読み取り易くはないが、まず、成文が三通程度になったら、これを束ねて紙捻で緩く結わえておき、それに次々の成文を差し込んで行って、最後に改めて紙捻を強く結び直し、長さの余った分だけ端を切り捨て、上に墨を引いて封ずる、というのであろう。

また、大間や成文を結うための紙捻は、その場で不用の紙を裂いて作るのが本来であるが、実際には、形ばかりの所作で済ませ、前以て懷中に用意したものをを用いる。『蟬冤翼抄』によれば、これは、当座の煩を避け、時間を節約するためであるという。

この後、大間と成文の束（成束）とを管に納め、簾中に進めて、第一夜の議定が終わる。なお本文では、この他にも、管文の撤去について、参議等でなく蔵人が奉仕する便法のあることを述べ、さらに、議定の始めの方に火櫃・勸盃の事があることも付け加えている。以上、議定第一夜の記事を一通り辿って来た。ここでは、天皇作法に対する関心と執筆作法に対するそれとが、ほぼ同等の比重を以て拮抗しているようである。ただ、その具体的な表れ方について見ると、両者の扱いには、各々一定の志向性があるように感じられる。天皇作法がクローズアップされるのは、天皇の特権的な立場が顕在化する部分、即ち、院宮申文・硯管の申文に関わる部分である。

前者は、議定の場において天皇が開封し選別するもの。後者は、予め蔵人による選定を経たもの。執筆作法に関する記事が、着座の作法・大間の作法あるいは紙捻の作法等、任官の前後に集中するのに対して、院宮申文・硯管の申文に関する天皇作法は、任官手続きのさなかにありながら、実質的に、議定第一夜の中心となる次第として位置付けられている。

一方、執筆作法に対する興味は、執筆役に固有の所作や身仕舞いといったものに大きく傾いており、任国の決まりや尻付の書き分け等、任官名簿の作成に要するはずの実務的な知識には、申文下勘のための端書きの仕方といった僅かな例外を除いて、殆ど触れられていない。こうした特徴は、執筆作法の書として編まれた『蟬冤翼抄』などと比較した場合に、一層際立って見える。『蟬冤翼抄』では、所謂口伝故実に属する事柄については、口伝を受くべし、練習すべしなどとして具体的な説明を省く一方、实地に臨んで必要とされる知識やテクニックを紹介するという姿勢が明確である。だが、『建武年中行事』に登場する執筆に求められているのは、実務をこなす能力とは無関係の何物かである。『建武年中行事』にとつて執筆作法とは、洗練された所作であり、そこに込められた緊張感であり、つまりは、精神性と一体化した様式美そのものだったのではなからうか。ここでは、議定第一夜の記事における天皇作法・執筆作法の扱いについて、それぞれに認められる傾向を指摘するに止めた。同様のことが、第二夜第三夜の記事に関しても言えるのかどうか。また、そうした傾向が、『建武年中行事』の儀式の捉え方と、どのように関わることなのか。つまり、議定以前について、大臣公卿でなく天皇を主体とする儀式把握を認めたが、それとの関係をどう考えたらよいのか。さらに検討してみる。

次項に移る前に、本文の執筆作法に関して一言、補足をして置く。先に紹介した通り、後醍醐は鷹司冬平から除目作法の伝授を受けたという。これに関する細かな検証は、力の及ぶところではなく、断念せざるを得なかった。当時の除目作法を大別すれば、九条家を中心とする摂関家の説と閑院流諸家の説とに分かれるが、摂関家の中でも近衛流はさらに一派をなしていたとされる。だが、鷹司家相伝の説については、纏まった作法書の類が遺らず、その具体相を見極め難い。何より、それら説々の違いは、殆どの場合、『建武年中行事』の大まかな記述に比して、あまりにも細部に関わるのである。

ただ、先にも触れたが、例えば大間の繆り様の如き特殊な執筆作法を、先達の教えもなしに記し留めるのは、容易なことではない。本文に、大間の作法を説くにあたり「筆にあらはしがたけれど」と特に断っているが、これは、文書に基づく知識ではなく、実地に指導を受けた成果を披露しようという表明とも受け取れる。墨を磨る所作について、「此間、一会の儀を思ひつづくと、へり。」と伝聞調が現れることにも、同様の意図が感じられる。本文に記された作法が、冬平の伝授によるものかどうかはともかくとして、その類のものを探り入れられている可能性は十分にあると思う。

## 注

(1) 師継については、『神皇正統記』後醍醐天皇の条に「御母談天門院 藤原忠子、内大臣師継の女、実は入道参議忠継女なり。」とある。師賢の事跡については、『太平記』巻第一「中宮御産御折之事 付俊基偽館居事」「無礼講事付玄慧文談事」、巻第二「天下怪異事」「師賢登山事付唐崎浜合戦事」「主上臨幸依非実事」山門変儀事付「紀信事」を参照。両者の経歴は『公卿補任』に拠る。

(2) 佐藤『建武年中行事』雑考(四)、「相山女学園大学研究論集」

一九九八年)「昼御座の天皇と藏人」の項。

(3) 『雲図抄』「除目事」は、申文選定を「貫首第一大事」とし、短冊・袖書の区分等についても詳説している。当書の成立は、十二世紀初め頃とされる。

(4) 内閣文庫蔵の一本は、書名を「除目執筆秘抄」とする。

(5) 師継の「妙槐記除目部類」には、寛元元年(一二四三)八月十日の坊官除目に藏人頭として奉仕した際の記録が載る。そこには、申文の結び様、硯笥の蓋に積む作法、目録の書き様などが示されている。

(6) 水瓶を納めた硯笥の手配は、執筆の管轄下に外記が行う。事前の打ち合わせに遺漏なきよう注意を要するところである。『除目抄』「管文積様・梟召」中「硯笥納」、『蟬冤翼抄』「執筆兼日用意雑事」他を参照。

(7) 四所籍については『除目抄』「管文積様・梟召」中「一管納」に詳しい。

(8) 『蟬冤翼抄』「任四所籍事」

(9) 『江家次第』には、大臣が参議に院官申文の持参を命ずる次第の注に「或奏院官御申文、返給之次下給」とし、その直後に、天皇より申文を下す次第がある。本来は硯笥の申文の次第についての注記であったものが、一つ前の次第の注に誤って繰り入れられたのであろう。

(10) 『蟬冤翼抄』「申文加補書事」。但し「玉葉」では、閏白が選別した上で、執筆に下している。安元二年(一一七六)正月二八日条、他。

(11) 『蟬冤翼抄』「紙捻結様事」他。

(12) 同前「紙捻事」

(13) 勸盃については、「はじめつかた、五位殿上人、火びつをおきて、勸盃のことあり。」とある。勸盃は本来、途中休憩の意味を持つと思われ、通常はそれほど早い時機に行うものではない。だが、藏人等が参入して火櫃を置くという作業に併せるため、議定開始の刻限が遅れば、寒中のこととて必然的にその時機も早くなる。『吉記』治承五年(一一八二)三月二四日条には、大間を繆る間に諸大夫が

火櫃を置き饌を据え、院宮申文を召すより先に勅盃をしたという記事もある。本文が、特に「はじめつかた」にありと断るのは、議定開始の時刻を相当に遅く想定しているのだろう。なお、『建武年中行事』では、叙位議の記事においても、勅盃の次第が極めて早い時機に置かれてるように読める。佐藤前掲（注2）「天皇と関白」の項。

(14) 小川剛生氏「二条良基の除目説（上）」——光明院・洞院公賢の批評の検討を中心に——（『三田国文』第二二号、一九九四年）は、洞院公賢編『魚魯愚別録』の引く「或秘抄」を鷹司家相伝の除目次第書と推定している。『建武年中行事』本文に、四所籍の順を内豎所・校書殿・大舍人・進物所とするのは、この秘抄の説と合致する。ただ、全般的に見れば、両者の記事内容に特に際立った共通性が認められるわけではなく、本文の記述が鷹司家相伝の作法に基づくものか否かの判断は、当面保留とせざるを得ない。

○天皇と大臣公卿

議定第二夜・第三夜の記事は、第一夜のそれに比して、かなり簡略である。これについては、第二夜以降の次第あるいは作法に第一夜と重なるものが多く、必然的に省筆がなされ易いという、ごく一般的な要因によるところが大きい。

三夜にわたる議定は、基本的に第一夜から一繋りに続くものであるから、第二夜以降は、各々前夜を承ける形で行われる。第一夜の記事で大きく取り上げられていた天皇作法・執筆作法の多くは、第二夜以降も同様に繰り返し返されるが、反面、第一夜との相違点は、ほぼ任官の種目に限定される。従って、儀式書・作法書や日記の類においても、第二夜以降に相当する部分は、前夜との重複を避けて作法故実等の説明が省かれ、専ら任官次第を中心とした記述となるため、比較的簡潔であることが普通なのである。

ただ『建武年中行事』の場合、そうした一般的な要因に加えて、

任官の種目が一部省略されており、そのことも、記事が簡略であるとの印象を強めているように思われる。省略された種目は、儀式書・日記等では一般に第二夜の種目とされるものであるが、『建武年中行事』については、若干事情が異なる。種目の省略は、記事内容の選択という問題に直接関わることもあり、詳細の説明は後に改めて行うこととする。

本項では、第二夜以降の記事を一括して扱う。本文を通覧する過程で、適宜、解釈上の疑問等を拾い出し、種目のことを含めて検討を加えながら、徐々に問題を絞って行きたいと思う。

まず、第二夜の本文から見に行く。

第二日、その儀、昨日におなじ。大臣、御前の円座につきて、笏を正しくして候へば、大間の笏を出さる。笏して御簾をおしはる様にするなり。大かた笏をたぶ事、かくの如し。大臣これを給。闕官帳給はるが如し。前におく。今夜、笏五合になる。大臣以下は、初日と同様、陣座で天皇の召しを受け、弓場を経て御前に参上する。執筆が円座に着くと、天皇は昨夜の大間を下す。

大間くり、すみすりつれば、やがて申文を下さる。下しかんがふべき文どもは、皆袖書くはふ。参議、よべの申文ども、外記かんがへあげたるをもちて参る。大臣これをとり前に置く。又、こよひの申文くだしかんがへしむ。

執筆が大間を繕り墨を磨り筆を染めると、天皇は、成文の笏を下す。始めに、昨夜の残りの申文を任ずるのである。次に、今夜になって新たに下された申文が下されると、執筆は、その中から申請条件をチェックすべきものを選び、内容に応じた端書きを加えて外記に下す。さらに、昨夜のうちに外記に下した申文を参議が持参すれば、勘申に従ってこれを任ずる。

これらの次第は、いわば昨夜の作業の続行であるから、申文を扱う手順も同様である。尤も、本文には、次のような但し書きが付く。

大かた、二日・三日に出たる申文は、奏聞までもなく、又撰びとよふるまでもなくて、短冊つけ袖書して、奉行の蔵人、硯の首につまじむ。わづらはしき事は、小板敷にて職事どもあひぎす。

第二夜以降、新たに提出された申文については、事前の奏聞や選定を省略し、ただ申請の内容別に短冊・袖書の分類を加えておくだけでよい。時には問題のある申文が出されることもあるが、その扱いは、蔵人等の当座の裁量に委ねられる、と。

これはおそらく、蔵人方の煩いを省くための便法であろう。本来は、第二夜以降の申文も奏聞・選定の手続きを経べきであるが、準備の時間に余裕のある初日とは異なり、二日目・三日目となると、早朝の選定作業は、この間「公務繁多」「諸務多積」とされる蔵人等にとって、かなりの負担となる。

但し、選定を省略したために、予め排除すべき申文を放置するわけには行かぬし、また、特別扱いすべき申文についても相應の手配が必要となる。「わづらはしき事は、小板敷にて職事どもあひぎす」とあるけれども、蔵人等の作業が、殿上における審議のみで完結したはずはない。それらの情報は、密々に鬼の間より御後に達し、天皇のもとに届けられたことと思われる。

本文では、この後に「火櫃・勲盃、昨日の如し。」とある。申文等による通常の任官に関してはこれで一区切りとして、頭官挙の説明に移るということであろうか。

こよひ頭官の挙あり。左右衛門の尉を申し、外記・史を申す、申文をとりとのへて、上首の公卿をめして、大臣これを給。

参議まで見くだして、おのおの難なきを挙申。なざるべき申文を奏聞す。内にとどめて、明夜出すべし。大間のついでにもまゐらす。

「頭官挙」とは、外記・史・式部丞・民部丞・左右衛門尉等の京官について、新任の申文を公卿に下し、一の闕官について数通を選ばせるのである。執筆は、硯首の申文のうちから短冊の付いた件の申文等を取って、上首の公卿に下す。公卿らは、順に回覧した上で、挙申すべき申文を一紙に書く。執筆は、当該の申文とともに挙状を奏する。但し、頭官新任を任ずることは第三夜に持ち越しとなるので、速やかに奏覧の必要はない。当夜の次第の最後、大間を返上する時に、これを添えることにすれば十分だといふのである。なお、実際の任官は、必ずしも公卿の挙に基づくものではなく、天皇の意向によつたと考えられるが、これについては後述する。

頭官挙の時機については、「こよひ頭官の挙あり」と言うのみで特指定されていない。『玉葉』は、頭官挙に定期なしとしており、実際にも、申文を下勘し、あるいは勘上された申文等を任ずる間に、並行してこれを行っている。本文でも、頭官挙は時機不定、先の申文等を扱う間に行うものとされているのであろう。

なるべき物ども、おのおのなしはて、大間の管奏する事、昨日の如し。

ここまでが、議定第二夜の記事である。執筆は、昨夜と同様、大間を巻き封を加え、今夜の成文を添えて御簾の内に奉る。

ところで、「なるべき物ども、おのおのなしはて」というのは、記事に挙げた以外にも然るべき任官がなされるとの含みを持たせた言い方のようにも受け取れる。なぜそのような疑いを持つかと言えば、本項の冒頭でも触れた通り、本文では、任官種目の一部省略等、

記事内容の取捨選択が見られるためである。つまり、第二夜に記すべき種目を略したことについて、こういう形で了解を求めたものかもしれない。

ここで考え併せられるのは、第一夜の記事にも、同じく大間を巻く場面で、「成るべきものどもなしはて」とあつたことである。これらはいずれも、予定通り全ての任官を了えて、という程の意味の常套的な表現と考えるのが、妥当なところかとも思う。しかし、任官次第については、卑官から高官へという原則を除けば比較的融通が利いたらしく、例えば諸道・諸院挙のように、古くは第二夜以降に任じたが、時代とともに第一夜に転じたとされるものもある。とすれば、『建武年中行事』では、第二夜以降のみならず、第一夜の記事においても既に任官次第の一部を省略しており、しかもそれは、単なる失念ではなく、意識的になされた結果であるという可能性も出て来る。

『建武年中行事』の本文を真正直に読めば、昨夜の申文を任じ、今夜の申文を下勘し、その間に並行して頭官挙を行つて、第二夜の議事は全て終わるといふことになる。しかし、それではあまりに非効率的であり、実態からも離れ過ぎてゐる。外記の勘上が大幅に遅れたりすれば、結果的には同様の仕儀となるが、その場合にも、並行して次の次第に相当する任官を進め、遅れを取り戻す努力をするのが普通だつたよう<sup>5</sup>だ。特に第二夜については、記事内容に意識的な取捨選択が施されていると見るべきだろう。

ここで、任官種目の省略といふことについて説明しておく。次に掲げるのは、『江家次第』第二夜・第三夜の任官次第である。

〈第二夜〉

昨夜下勘の院官・公卿給等——文章生・内舎人の芳帳——上召

使の申文——諸道・諸院挙——兼国・宿官・転任の勘文。この間、頭官挙。

〈第三夜〉

院官の内官未給——受領——勅任

但し前項でも断つたように、『江家次第』では、第三夜の任官次第に特に定めはないとする。要は、諸京官を任じ、受領を任じ、勅任を任じ、その間にも、成すべき者を成すといふことであろう。

第二夜・第三夜の本文に挙げられる任官種目と『江家次第』のそれとを比較すると、まず、第二夜については、『江家次第』に挙げられる種目のうち、昨夜下勘の申文と頭官挙以外のもの、即ち、文章生・内舎人芳帳以下、兼国・宿官・転任勘文までが、本文ではすっかり抜けていることがわかる。けれども後に見るように、兼国・宿官・転任勘文は本文の第三夜に挙がつていたので、実際に『江家次第』にあつて『建武年中行事』にないのは、文章生・内舎人芳帳以下、諸道・諸院挙までである。

『江家次第』で第二夜に挙がつてゐる兼国・宿官・転任勘文が、本文の第三夜に置かれることについては、それほど問題にする必要はない。一般に頭官挙は、申文や勘文等による通常の任官と並行して時機を定めず行うのであるから、ひとまずこれを脇において考えれば、第二夜に行うとされる文章生・内舎人芳帳以下の通常の次第のうち、文章生・内舎人芳帳から諸道・諸院挙までが、本文では省略され、兼国・宿官・転任勘文のみが第三夜に繰り下げられているのである。あるいは、先述の通り、諸道・諸院挙が中古以来第一夜の種目となつていたといふのであれば、これに限つては、第一夜の記事において既に省略されていたのである。

即ち、『建武年中行事』では、標準的な任官次第から、文章生・内

舎人労働、上召使申文、諸道・諸院挙が省かれている。「文章生労働」<sup>①</sup>「内舎人労働」は、各々大学寮・中務省から出された労働により諸国の掾・目を任ずるもの。「上召使挙」は、太政官奏により目を任ずるもの。「諸道・諸院挙」は、諸道博士・院別当等の挙により掾・目を任ずるもの。これらは、第一夜の最初にあった四所籍と同様、諸国の卑官を任ずるもので、やはり任国等に定めがある。労働や申文等の書類は、これも四所労働と同じく、公卿が御前に参上する際に持参する「箇文」<sup>②</sup>に含まれる。

おそらく、これらの種目は、四所籍に準ずるものとして一括省略されたのだと考えられる。「建武年中行事」にとつて、それら卑官の任官次第を逐一記すことに大した意味はなく、儀式の本質を示すために必要な事柄ではなかったのだ。

では、「建武年中行事」にとつて必要な記事とは、どのようなものだったのか。とりあえず、第三夜の本文を読み進めてみよう。

第三日、去夜の儀のごとし。かんがへ上げたるふみあれば、なほこれを任ず。転任・宿官・兼国勘文などめす。かんがへ申すにまかせてこれを任ず。

第三夜もまた、昨夜下勘の申文から任じて行く。さらに、外記の勘文を召して、兼国・宿官・転任を任ずる。「兼国」は、参議・弁・少納言等を諸国の権守・介に兼任し、諸道得業生を掾に兼任するもの。「宿官」は、藏人・外記・史・式部・民部・檢非違使の新叙のうち受領の闕を待つ者を、権守・介に宿任するもの。「転任」は、少目を大に、権掾を正に転ずる類の申文（更任・国替）とは別物で、勘文により、外記・史・式部・民部等の頭官の、少を大に、右を左に、権を正に転ずる類のもの。但し、勘文には、転任すべき者の他に、受領に任ずべき新叙も記されている。

第三夜の終わり方には、受領を任ずる。その際に行われる作法に、受領挙あるいは公卿挙と呼ばれるものがある。

受領の挙あり。公卿に仰すれば、おのゝ殿上に出て、挙を書て封じて執筆につく。大臣奏聞す。御覧じて、その中になるべきを返し給。受領は大間のかけ紙をとりいでて、案をかくなり。

「受領挙」というのは、關国一につき数名ずつ、受領とすべき候補者を公卿に推薦させるのである。公卿は挙を命じられると、御前を退いて議所あるいは陣座に移り、各自これを書いて封をする。帰参の後、一人ずつ座を立つて執筆に進上する。執筆はこれを取り集めて奏聞する。天皇は、一々を開封し、選定を加えた上で、執筆に返し下す。これが受領挙である。けれども、実際に受領を任ずることは、公卿の挙と無関係に行われる。即ち、受領挙の間に、執筆は、大間の懸紙に關国と任人とを書き出して下書きとし、これを大間に書き写すのである。この下書きを、「小書出」<sup>③</sup>（「下書」「土代」とも）と称する。

つまり、実際には、公卿の挙が受領の任命に影響力を持つことは全くない。受領挙の成立は九世紀最末期。当初は、決定権こそないものの、少なくとも推挙という行為については実質的意味をも備えていたが、特に恒例除目における挙は十一世紀までに完全に形骸化したと推定されている。「江家次第」に至っては、「不待<sub>レ</sub>挙被<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>受領<sub>一</sub>」と明記する。こうなると、公卿の挙状というものも、執筆の作る案と内容を異にした可能性は、極めて低い。「西宮記」では「諸卿見<sub>レ</sub>取解由文<sub>一</sub>、随<sub>レ</sub>思注入。」となつては、各自の判断のままに候補者を書き込むというのは、挙の実質が生きていた時代にのみ通用したことであろう。なお、当然のことながら、執筆の下書きも私案によるものではなく、天皇の意思に基づく。これについては後

に再び触れる。

本文では、諸卿が「殿上に出て」挙状を書くとする。『蟬冤翼抄』によれば、これは、近代のやり方の中でも「最略儀」であるらしい。

『蟬冤翼抄』「受領拳」の解説には、「向議所に」に注記して「或向陣座」。近代俳諧弓場辺。最略儀群居小板敷。」とある。受領拳が、本来の意味を完全に失い、除目の一作法として新たな完成を見た時、一方で、その担い手である公卿等は、もはや儀式の中に居場所さえなくして、周辺を「徘徊」し、あるいは「群居」しているより他なかったのである。

滝口・所の衆の労働めす。すべて京官はこよひなすなり。うちく折紙を給ふ。勅任はちきにも仰せたまふ。

\*「勅任は」||「群書類従」本「転任は」

「滝口・所衆労働」は、年勞により滝口・所衆を京官に充てるもの。このように、第三夜には、諸京官をも任ずる。それらは、蔵人方の沙汰により、既に内定している。即ち、十四世紀初めの『夕拝備急至要抄』「県召除目儀」には、「可被任輩」兼可相触外記。但滝口所衆労働六位蔵人方沙汰之。宿官内給所已下細々事。蔵人方。」とある。

また、議定の最終日ともなれば、天皇から密々に「折紙」が下される。これは、任人に関する天皇の注文を書き記したもので、『玉葉』などでは、第三夜の議定開始と同時に、大東申文とともに下され、以後の任官は全て注文に従ってなされている。ちなみに「大東申文」というのは、蔵人の選定作業の早い段階で特別扱いすべきものとして抜き取られ、この時まで内に留め置かれていた申文の類である。

「勅任」は、今の規定で正式に定められた天皇の特権である。大臣

は別に大臣召によるので、除目では、納言以下參議以上・左右大弁・八省卿・東宮傳・彈正尹・太宰帥・六衛府督等が、勅任として決定される。この勅任については、天皇が当座に口頭で指示を下すこともあるという。つまり、ここに記されているのは、恩寵による任官が公式に認められているもの、あるいは、慣例として半ば公然と行われている類のものである。

だが、非公式ではあっても、事実上、天皇の意向に基づいて任官を決定する方式は、実はここだけでなく、三夜にわたる議定の記事全般に及んでいる。即ち、第一夜の記事にあった院官申文の扱い。

第一夜及び第二夜の記事に詳しく記された硯官の申文の扱い。そして極めつけが、第三夜の記事も終わり近くになつて、ようやく紹介された折紙である。

折紙の効力は、労働による任官・申文による任官の別も、内官・外官の別もなく、あらゆる種目について發揮される。例えば、受領を任ずるに際して、執筆が公卿の拳を待たずに書く案は、天皇の意向を受けたものであり、『玉葉』では注文の折紙によつて。さらに、第二夜の記事にあった頭官拳についても、第三夜における実際の任官は、天皇の意思に基づき行われる。即ち『蟬冤翼抄』は、「頭官転任」の項に、外記・史・式部・民部の転任を説明した後、続けて「其闕三新任ノ者ハ待仰天任ヌル也。」と述べる。この頭官新任も、『玉葉』では折紙に従っている。

蔵人方に出される諸申文等には、予め選定が加えられていた。また『貫首秘抄』によれば、院宮当年給の該当者には、前以て蔵人方より申文の内容に関する問い合わせがあったらしい。さらに、先掲の『夕拝備急至要抄』には、任すべき者について、かねて蔵人より外記方に相触るべし、ともあった。例えば、第三夜の記事の始めに

出た兼国・宿官・転任勘文等にも、既に天皇の意向が及んでいるわけである。

これらのことを併せ考えれば、任人次第の要所は、裏方の働きにより、議定の開始以前に、あらかじめ押さえられていることになるのではないか。本番では、その筋書きの上に、天皇自らの検閲や折紙が加わる。通常の任官は勿論のこと、公卿の頭官等も受領等も、天皇の折紙を前にしては何の力も持たない。

『建武年中行事』が、四所籍以下、諸国の掾、目などといった卑官の任命にも、任官次第そのものにも無関心であることは、第二夜の記事を中心に認められた意識的な種目の省略に照らせば、ほぼ確実である。重要なのは、院官・公卿の特典に関わる諸申文等の扱いであり、また、頭官を始めとする諸京官及び諸国受領の任命、あるいは、これに関する作法である。こうした関心の範囲内に限定すれば、天皇の意思の届かぬところは全くない。

つまり、大臣公卿の参加を俟つまでもなく、議定の実質は、完全に天皇の掌中に収まっているのである。少なくとも、『建武年中行事』が語っているのは、そういうことなのだと思う。蔵人方の事前の手配が院官や外記方にまで達することや、折紙の具体的な効力に関して、本文に直接の説明がないのは、勿論、それらを当然の前提としているためであろう。

さて、議定の記事の最後に置かれるのは、執筆に固有の作法である。それは、これまで三夜にわたる任官次第を通して、幾度となく、ひたすらに繰り返されて来たはずの、執筆役としての所作である。

すべて一人を任ずるに、七の作法あり。申文をよみ申す。寄物を見る。大間のその所をひらく。筆を染めて大間にかきつく。申文に勾をかく〔うすずみにかくるなり〕。よせ物に点をつく。

必ず筆をひちだいにおくなり。よせ物といふは、闕官を抄して、見よきやうに、かみや紙の料紙に書て、硯の笥の下の方に入たり。後さま七の作法、びんぎにしたがふ。

\* 「勾をかく」|| 『群書類従』本「くをかく」

執筆は、一人を任ずることに、以下のような定まった手続きを踏む。まず、申文を天皇に向けて読み上げる。次に、闕官を列挙した「闕官寄物」と呼ばれる書類を第一の笥から取り出し、該当する官を確認する。次に、大間を引き延べて、書き込むべき箇所を出す。次に、筆を染めて、決定した任人を大間に書き付ける。次に、申文に薄墨で勾を懸ける。次に、再び寄物を取り出し、該当の官に合点を付ける。さらに、大間に任人を書き付けたり、申文・寄物に勾・点を付けたりと、筆を使った後は、紛失せぬよう必ず筆台に戻すという決まりもある。

本文では、一官を任ずる際の六段階の手続きに、筆を筆台に戻すという約束事に加えて、「七の作法」と数えている。正式には、任人を大間に書き付けた後、これを読み申すという手続きがあり、また、儀式書・作法書の類では、筆を戻すこと等も一々手続きとして数え上げるので、十数ヶ条にも及ぶことがある。本文に、最近では決まり事の全てを実行するわけではないとするのは、あまりにも時間がかるのを厭うてのことと、『蟬冤翼抄』にも「此作法ヲ毎度ニ戻ハ可三天曙也。依レ事天吉様ニ省略シテ可レ構也。」とある。

「七の作法」を繰り返しつつ予定された任官を全て了えると、執筆は最後の仕事に取り掛かる。大間の末尾にこの日の日付を書き入れて奏し、成文を結び固めるのである。但し、日付の記入は失念すれば一大事であるから、思い付いた時に書き入れておけばよい。実際に最後の作法となるのは、大間の奏覽と成文の処置である。



皆任じはて、大間の奥の年号月の下に日を入「あながちはてねども、思ひいだすに従ひてかく。忘れじとなり」。大間を奏聞す。任じはて、笏を正しくして候へば、今はさばかりと仰せあり。其後大間をまきて、管に入れて奏す。御覽じて返し給。成柄をしたゝむること、さきの如し。二夜いちくくにゆひたるまゝにて、こよひのぐして一にゆひて墨をつく。

全て任じ了ると、執筆は威儀を整えて、天皇の仰せを待つ。天皇が議定の終了を告げると、大間を巻き、管に入れて奏覽する。第一夜・第二夜の終わりに大間を奏するのは、明夜まで内に留め置くため一旦返上するというのだが、三夜の議定が終われば、大間を奏して天皇の承認を得るのである。天皇は、これを覽じて返す。清書を命じるのである。次に、成束を結び固める。第三夜の成束と併三通程になったところで、封じたままの第一夜・第二夜の成束と併せて紙捻りで緩く結び、それに次々の成文を差し込んで行く。最後に改めて強く結び固め、上から墨を引く、というのであろう。後に、執筆が大間を清書の上卿に授ける際には、この成束をも添える。

以上、第二夜・第三夜の議定の記事を検討してきた。それにしても、直属の藏人を従え外記方をも押さえた天皇が、筋書き通りの人事を進める中で、型通りの所作を延々と繰り返す執筆の役割とは、また、実効のない挙の作法に黙々と奉仕する公卿等の役割とは、一体何だったのだろうか。念を押すが、ここで問題にしているのは、必ずしも除目の実態についてではない。あくまでも『建武年中行事』に描かれた儀式の姿を問うているのである。

前項で検討した通り、議定以前の記事では、大臣公卿の動静をよそに、申文の選定を中心とした藏人の作業ばかりが、念入りに記されていた。議定第一夜の記事では、院宮申文・硯の管の申文に關す

る天皇作法が詳述される一方で、執筆の働きについては、現場で必要とされたはずの実務的な知識とはおよそ無関係な、口伝故実に属する類の特殊な作法に、専ら焦点が当てられていた。

そうして今、改めて第二夜・第三夜の記事を振り返ってみれば、その記事内容もまた、一貫した儀式解釈の上を選び取られたものであることがわかる。主なものは、藏人の沙汰を中心とする諸々の申文の処理方法。また、実質を持たぬ公卿の頭官挙・受領挙の作法。それらを縫うようにして、卑官を除いた任官次第が記されて行き、最後に、いつしか密かに下されていたという天皇の折紙のことが明らかされ、執筆はこの間ひたすら任官作法を反復していたのだと知らされる。そこに浮かび上がるのは、つまるところ、任官の全権を掌握した天皇と、その恩寵に浴する大臣公卿という、極めて単純な図式ではなからうか。

『建武年中行事』にとつて、除目とは、天皇と大臣公卿との絶対的關係を確認する儀式である。そこでは、御前における公卿の合議という議定の意味は完全に無化して形式のみがあり、しかも形式そのものとして自立しているようにさえ見える。執筆以下、大臣公卿に求められる役割とは、それぞれの家職とともに伝えた作法を、天覧のもと、肅々と披露すること。形式そのものとなった儀式において、家職に対する誇りと一体化した伝統と様式的美を現すこと。それに尽きるものだったのではなからうか。

『建武年中行事』は、三夜にわたる議定に続けて、清書の次第を記している。項を閉じる前に、これについても、簡単にしておくことにする。

先に見たように、大間の奏覽を以て議定の次第は完了するが、場合によっては、除目に臨時の叙位を伴うこともあり、また藏人頭の

補任がなされることもある。そのため、本文では、除目の議の後に臨時の叙位があれば、除目の執筆が兼ねて叙人名簿を書くこと、また蔵人頭の補任があれば、蔵人所別当を務める一の大臣が書くことを付け加えている。除目の清書、即ち「召名」の作成に併せて、臨時記等の作成もなされるためである。

執筆は、殿上に退いて、大間を清書の上卿に授ける。『西宮記』によれば、清書の上卿は元來は大臣の役であるが、近例では納言が巡により務めるとある。

大臣、大間を持って、殿上に出て、清書の上卿にさづく。上卿、陣座に出てこれをかゝしむ。勅任は黄なる紙にかく。公卿の兼官は奏任の別紙にかく。式・兵のつかさ、おのゝべちに奏任にかく。

上卿は、議所または陣座に着き、参議以下を指揮して、召名作成の事を行う。除目の召名には、用紙に決まりがある。勅任の官には黄紙を用い、その余の奏任の官には白紙の紙屋紙を用いる。例えば参議以上は勅任であるから黄紙に書くが、その兼官・兼国は奏任であるため、本官とは別に白紙に書く。また、文官・武官には各々別紙を用いる。例えば、同じ勅任でも文官と武官とを区別して、それぞれ黄の一紙に書き、奏任も同じく区別して、それぞれ白の一紙に書く。この時、下命の儀式において式部・兵部二省に下す「下名」も、同時に作成する。

上卿ゆばに進みて、蔵人に付て、鬼間にて奏す。内侍これをして奏す。下名やがてつけおこなはるれば、上卿かたなしにむかひて行ふなり。

清書の事が終われば、上卿は弓場に参進し、蔵人に付して召名を奏聞する。関白があれば、奏聞に先立って内覧がある定めだが、こ

のことは本文に見えない。蔵人は鬼の間にて事の由を奏し、内侍が取り次いで召名を奏する。下命の儀式は、官庁あるいは外記庁に下名を付託して行われる。従つて下名の奏覧はなく、儀式執行の際に、その旨、蔵人に付して奏するのみである。本文では、外記庁の結政所にて行うとしている。

『建武年中行事』の除目記事は、最後まで、叙述の中心に天皇を据えている。召名の作成から奏聞に至るまで、清書の次第は、一応、上卿の所作に沿っているようではある。だが、そこに述べられているのは、必ずしも上卿以下の携わる実務の要点というのではなく、むしろ、天皇の存知すべき事柄についてであると思われる。召名、即ち、上卿の指揮下に作成され奏聞される最終的な任官名簿とは、如何なる様式のものか。完成した召名は、どのようにして天皇の承認を得るのか。

叙位議の記事にも、位記・下名の作成と奏聞の次第は記されていたが、その説明は、多分に抽象的なものであった。しかし、除目の召名に関する記事は、例えば奏聞の手順一つを取り上げても、非常に具体的で現実味を帯びている。何故なら、そこには、天皇の視界に収まる範囲で知り得ることのみが、記されているからである。

その関心の及ぶ限りにおいて、任官の過程は、全て天皇の支配下にある。除目に関する『建武年中行事』の捉え方は、儀式の最終段階に至るまで、終始一貫したものであったように思う。

注

(1) 『雲図抄』には「往古毎日撰」申文云々。近代早速為先云云。」とある。

(2) 『眞首秘抄』「叙位除目事」。当書の記事は、十二世紀後半の著述と

見られる。

- (3) 『玉葉』承安四年（一一七四）十二月一日
- (4) 『除目抄』「箇文積様・梟召」中「一箇納」。なお当書の成立は、十三世紀末から十四世紀初めの頃と推定されている。
- (5) 『玉葉』安元二年（一一七六）正月二十九日
- (6) 『除目抄』「箇文積様・梟召」中「硯官転任」、「一箇納」
- (7) 『蟬冤翼抄』「転任」転任勘文、「除目抄」箇文積様・梟召「中「入眼夜」他を参照。
- (8) 玉井力氏「受領拳」について、『年報中世史研究』第5号、一九八〇年
- (9) 時代が降れば、公卿は、外記の用意した挙状に位署を施すのみであつたと思われる。『妙槐記除目部類』弘長三年（一一六三）正月二八日記、文永二年（一一六五）正月三十日記、及び『除目抄』「箇文積様・梟召」中「入眼夜」を参照。『魚魯愚鈔』卷第四「受領拳事」に引く「或秘次第」にも「近来諸卿即召外記於小坂敷下令書挙状、〔外記兼書儲之〕諸卿各取之参進奉大臣」とある。
- (10) 『玉葉』安元二年正月三十日条。任人注文の折紙を下すことについては「密々事也、更非作法、然而近代為流例」との注がある。本来は密々のことだが、近頃は半ば公然と下されるようになったとの意であろう。なお、大束申文に關しては、『除目申文抄』「撰遣申文事」を参照。
- (11) 頭官拳も、受領拳と同様、徐々に形骸化の過程を辿つたものと思われる。『玉葉』建久四年（一一九三）正月二八日条には、「近例、只仮名之拳也」とある。また、『妙槐記除目部類』弘長二年（一一六二）正月十八日記では、申文の一々について公卿が評定を行つてゐるが、その大半は、数の不足を補うため藏人方に命じて当座に作成させたものであつた。『魚魯愚鈔』卷第七「頭官拳」にも「任頭官之時近来強不守件拳状矣」とある。
- なお、『玉葉』の任受領・頭官新任に關する記事は、いずれも注10に同じ。
- (12) 注2に同じ。
- (13) 『蟬冤翼抄』「凡任一人間作法事」

(14) 『江家次第』「除目清書事」、「除目抄」箇文積様・梟召「中「入眼夜」を参照。

(15) 『江家次第』「除目清書事」除目下名

(16) 佐藤『建武年中行事』雑考（四）（『相山女学園大学研究論集』一九九八年）「天皇と関白」の項。

\* 本文出典一覧

『建武年中行事』『蟬冤翼抄』『夕拝備急至要抄』——以上、『群書類從』

『江家次第』『西宮記』『北山抄』——以上、『神道大系』

原則として旧漢字は新字体に改め、注記は「」内に一行書きとした。また、引用にあたって、『建武年中行事』については、和田英松註解・所功校訂『新訂建武年中行事註解』を参考に仮名遣い・文字遣い等を改めた。